

令和 5 年度

第 3 回庄原市農業委員会総会 会議録

日時 令和 5 年 6 月 5 日(月) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 15 分

場所 庄原市ふれあいセンター

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農用地利用集積計画（6 月 30 日公告）の決定について

議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画への意見聴収について

議案第 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 6 号 非農地証明申請について

議案第 7 号 特定農地貸付け承認申請について

各委員の出欠状況

席番	氏 名	出席	欠席	席番	氏 名	出席	欠席
1	植木 登夫	○		13	明賀 美伸	○	
2	原田 實夫	○		14	藤原 富雄	○	
3	堀江 唯雄	○		15	柳生 卓三	○	
4	木村 英宗		○	16	高坂 勝博	○	
5	三吉 和宏	○		17	金本 篤子	○	
6	増谷 克則		○	18	前田 憲二	○	
7	入谷 弘之	○		19	道下 和子	○	
8	財間 敏行	○		20	島津 秀樹	○	
9	森兼 貢	○		21	天根 公昭	○	
10	前田 耕廣	○		22	青才 弘江	○	
11	宮崎 譲	○		23	松長 百合子	○	
12	竹森 達	○		24	名越 光紀		○

農地利用最適化推進委員の出席状況

事務局出欠状況

役 職	氏 名	出席	欠席	役 職	氏 名	出席	欠席
(本 庁)				(口和出張所)			
事務局長	黒木 和彦	○		出張所長	松島 寛治		○
係 長	中村 征巳	○		主 任	小田 正儀	○	
主 任	森戸 活美	○		(高野出張所)			
主 事	細川 美加	○		出張所長	石原 豊年		○
(西城出張所)				主任主事	影山 和祈	○	
出張所長	森田 一徳		○	(比和出張所)			
主 任	沖田 普耶	○		出張所長	坂口 登		○
				主 任	加川 元暁	○	
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	佐々木 敏也	○		出張所長	今西 隆行		○
主 事	辻 健作	○		主 任	荻原 綾乃	○	

事務局長	ただ今より、令和５年度第３回庄原市農業委員会総会を開催いたします。（午後１時３０分）本日は４番木村委員、６番増谷委員、２４番名越委員から欠席の届け出、１７番金本委員から遅参の連絡がありましたので、ご報告いたします。 それでは、道下会長より開会のご挨拶をいただき、引き続き庄原市農業委員会会議規則第６条の規定により、議長を務めていただきます。 （挨拶）
議長	それでは、会議を開会させていただきます。 ただ今の出席委員は２０名です。よって、本総会は成立していることをご報告いたします。 続きまして本日の議事録署名者を指名させていただきます。１８番前田委員さん、２０番島津委員さん、よろしくお願いいたします。 それでは、議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」を上程します。受付番号１６から２３の８件について事務局からの説明を求めます。
事務局員 （本庁）	資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明（以下省略） 以上で説明が終わりました。 ここで皆様よりご質疑・ご意見を受けます。何かございますか。
議長	（なしという声） ないようですので採決に移らせていただきます。 それでは「農地法第３条の規定による許可申請」について、受付番号８から１５の８件を一括で採決したいと思います。これにご異議はございませんか。 （なしという声） それでは受付番号１６から２３の８件について申請の通り許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、許可されました。 続きまして、議案第２号「農用地利用集積計画（６月３０日公告）の決定」について上程い

事務局員 (本庁)	たします。事務局から説明をお願いします。 農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画書の令和5年5月期の申し出分については、「令和5年6月30日公告 利用権設定内訳」のとおりです。 今回は利用権設定の一般分が合計38件154,090㎡となっております。農地中間管理事業分、〇〇様へ453㎡、〇〇様へ34,445㎡ 合計 11件 34,898㎡となっております。 以上の農用地利用集積計画はこの農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧を経て正式に契約成立となります。
議長	以上で説明が終わりました。しばらく資料にお目通しください。 皆様よりご質疑・ご意見等はございますか。
10 番前田委員	整理番号23番の賃借料は、他が3,000円なのに6,000円なのはどうか。
事務局員 (本庁)	他の契約に比べて電柵の設置をお願いされるなど、内容が違っていると聞いております。
5 番三吉委員	農地中間管理機構分で〇〇が今回34,445㎡集積するようになっているが、会社概要について教えてください。
事務局員 (本庁)	住所は●●町で代表者は〇〇さんで、水稻とほうれん草を作付けされています。
5 番三吉委員	住所が〇〇町であるが、●●町と●●町以外で農地をどれくらい持っているのか？ ●●の農地は面積が小さいものが多い、そういった中で、どのように農地に作付けをされていくのか、今後、どうゆう経営をされていくのか、今回の申請分と合わせて、経営面積がどれくらいになるか知りたい。
事務局長	●●の●●さんの娘さんの旦那さんが〇〇の代表です。今までは、父の〇〇さんと〇〇さんがそれぞれ、水稻とほうれん草の経営をされていました。〇〇さんが新規で法人を設立され、基本的には、〇〇さんが借りられていた農地がそこに動き、●●さんの農地も将来的には集積されていくとのことです。経営面積は今回の農地と合わせて若干は多いと思います。

議長	他にございませんか。 (なしという声) ないようですので採決に移らせていただきます。 「農用地利用集積計画(6月30日公告)の決定」について、提案の通り決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、決定されました。 続きまして、議案第3号「農用地利用集積等促進計画への意見聴収について」上程いたします。 事務局からの説明をお願いいたします。
事務局 (本庁)	農用地利用集積等促進計画への意見聴収について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項及び第3項の規定により、本市農業振興課から「農用地利用集積等促進計画への意見聴収について」市より意見を求められています。 東城町の農地を東城の耕作者から〇〇に担い手の変更をするものです。変更となった経緯は、前耕作者が体調を崩されて農地の利用が難しくなったため、農地の所有者が機構に相談し、次の担い手を探されていたところ、次の担い手が見つかり、変更となりました。 令和5年4月1日の農業経営基盤強化促進法の改正により、農地中間管理事業の推進に関する法律も改正となりました。庄原市では地域計画が未策定ですが、今後、農地中間管理機構が保有する農地については、担い手の変更や農地の権利移動等、農地利用集積等促進計画で作成することとなります。 以上の農用地利用集積等促進計画は、農業委員会の承認後、広島県知事が認可し、公告されます。
議長	以上で説明が終わりました。 皆様よりご質疑・ご意見等はございますか。
5 番三吉委員	農地中間管理機構と契約を結んでいる耕作者が、耕作できなくなくなった場合は、農地中間管理機構が面倒をみるんじゃないのか。地域計画がこれから策定される中で、所有者がさがさないといけないのか。
事務局長	基本的には、農地中間管理機構が借りておりますので、機構が管理をすることになると思います。今回の件は、特殊事情もあったのかもしれませんが、機構が借りた農地は、責任

	をもって管理してもらうように話をすすめなければいけないと思っています。
9 番森兼委員	賃借の内容について、機構との三者で協議したいが、なかなか協議の場を持ってくれない。また、物納（米）と現金との取り扱いが難しくなっているし、不安にも思っている。その点について、市の見解をお聞きしたい。
事務局長	所有者が作れないという中で農地中間管理機構に預けているわけで、耕作者との契約の部分も怠りなく、農地中間管理機構が関わっている。しかし、その内容については、市のほうで関わることはならない。農地中間管理機構にも基準があるわけですが、今回のような意見を伝えることはできると思う。農地中間管理事業が始まって8年になるが、なかなかマッチングが難しい部分があるので、継続して機構と話をしていかなければと思う。
議長	「農用地利用集積等促進計画への意見聴収について」、この計画への本会の意見を求められたことについて、「異議のない」旨の回答をすることに賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員、決定されました。 続きまして、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」について上程いたします。受付番号4について事務局からの説明をお願いいたします。
事務局員 (本庁)	(説明 以下 概要) 受付番号4 位置等：説明資料の4から5ページに記載 転用事由：車庫兼農業用倉庫（既存）家庭菜園、植栽 資金計画：全額自己資金 他 法 令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外済み 以上で説明が終わりました。 ここで皆様よりご質疑・ご意見を受けます。何かございますか。
議長	ないようですので採決に移らせていただきます。 それでは「農地法第4条の規定による許可申請」受付番号4について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、許可されました。

事務局員 (本庁)	続きまして、議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」について上程いたします。 受付番号 19 から 23 までの 5 件について事務局からの説明をお願いいたします。 (説明 以下 概要) 受付番号 19 位置等：説明資料の 6 から 19 ページに記載 転用事由：太陽光発電設備 資金計画：全額自己資金 他 法 令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：区域外のため不要 受付番号 20 位置等：説明資料の 6、24 から 27 ページに記載 転用事由：太陽光発電設備 資金計画：全額自己資金 他 法 令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：区域外のため不要 受付番号 21 位置等：説明資料の 6、24 から 27 ページに記載 転用事由：太陽光発電設備 資金計画：全額自己資金 他 法 令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：区域外のため不要 受付番号 22 位置等：説明資料の 4、28 ページに記載 転用事由：一般住宅、駐車場、植栽、庭及び通路 資金計画：住宅ローン 他 法 令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外済み
----------------------	--

議長	受付番号 23 位置等：説明資料の 29 から 33 ページに記載 転用事由：太陽光発電設備 資金計画：全額自己資金 他 法 令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：区域外のため不要 以上で説明が終わりました。 ここで皆様よりご質疑・ご意見等を受け付けます。 何かございますか。 ほかに質問がありますでしょうか。 (なしという声) ないようですので採決に移らせていただきます。 それでは「農地法第 5 条の規定による許可申請」受付番号 19 から 23 について申請のとおりに許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、許可されました。 それでは、議案第 6 号「非農地証明申請について」を上程いたします。 受付番号 10 から 18 の 9 件について、事務局から説明をお願いします。
事務局員 (本庁)	(説明 以下 概要) 受付番号 10 位置等：説明資料 6、34 ページに記載 潰廃事由：相続する前は父が管理していたが、居住地が遠方のため原野化した。 現地確認：現地は低木が繁茂しており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。 受付番号 11 位置等：説明資料 6・35 ページに記載 潰廃事由：市道が整備された際、残地となっており、50 年前から倉庫として使用。 現地確認：現地は敷地全体が倉庫として使用しており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。

	受付番号 12 位置等：説明資料 6・36 ページに記載 潰廃事由：父が生前自己所有の住宅を建て、敷地全体を宅地として生活してきた。 現地確認：現地は敷地全体が宅地として 20 年以上利用されており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。
	受付番号 13 位置等：説明資料 6、37 からページに記載 潰廃事由：30 年以上前に家屋を建築し、現在、建物はないが宅地としている。 現地確認：現地は建物はないが、宅内柵や駐車場が整備されており、20 年以上経過しており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。
	受付番号 14、15 位置等：説明資料 6、38 ページに記載 潰廃事由：平成元年頃、道路拡幅工事を行い、それ以降道路の一部として利用している。 現地確認：現地は道路敷として利用されており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。
	受付番号 16 位置等：説明資料 6、39 ページに記載 潰廃事由：十数年前から畑として使用していないため、荒れ地となっている。 現地確認：現地は低木が繁茂しており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。
	受付番号 17 位置等：説明資料 40～43 ページに記載 潰廃事由：長年、人の手が加えられずに雑草が繁茂しており、長年放置されていたため。 現地確認：現地は草木が繁茂しており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。
事務局員 (東城出張所)	
事務局員 (比和出張所)	受付番号 18 位置等：説明資料 44～46 ページに記載 潰廃事由：昭和 47 年の水害時に取水が困難となり、耕作放棄地となった。一部、植林を行っている。(顛末書添付) 現地確認：現地は荒廃しており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。
議長	以上で説明が終わりました。 何かご質問・ご意見等ございますか。

	ないようですので採決に移らせていただきます。 「非農地証明申請」について、受付番号 10 から 18 の 9 件について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 (なしという声) 挙手全員、申請のとおり証明することに決定されました。 それでは、議案第 7 号「特定農地貸付け承認申請について」を上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局員 (東城出張所)	農地の所有者から市民農園の活用で農地の活用を図りたいと相談があり特定農地貸付方による特定農地貸付け承認申請がありました。特定農地貸付けを行う為に必要な、市との貸付協定(資料 49～51)と特定農地貸付規定(53～54)を添付しております。同法は特例であり、農地法第 3 条の許可が不要で、農地法第 17 条の法定更新や、同法第 18 条の賃貸借の解約の制限等の適用が除外となります。 特定農地貸付法の要件については、①10a 未満の貸付であること、②相当数の者を対象とした貸付けであること③貸付期間が 5 年を超えないこと④利用者が行う農作物の栽培が営利を目的としないこととなります。市民農園の開設者が、農業委員会の承認を受ける必要があります。 しかし以下の場合、承認を受けることができません。①まとまった農地がある地域で、市民農園の位置が農業者による農地の利用を分断する場合②利用者の募集及び選考の方法が公平かつ適正でなく、特定の者のみに利用が集中するような場合③貸付条件が違法不当な場合④貸借権等の所有権以外の権利を既に有している農地で開設する場合などです。 貸付計画は、農地を 5 分割(30 m²)で貸し出し、貸付期間は 1 年とします。農地の分断もなく、募集・選考方法についても公平かつ適正で問題がありません。申請内容は妥当と判断しております。
議長	以上で説明が終わりました。 何かご質問・ご意見等ございますか。
5 番三吉委員	市民農園が農業委員会に出たのは初めてではないか。3 種農地で市街地だから、面積も大きくないが、市民農園は、昔から農地の有効活用、啓発活動で議題はでている。東城エリアで 30 m²(5 区画)を市民農園の施策として拡大していくような計画があつて申請がでたのか、やはり、所有者がやりたいからでたのか、申請の経緯を教えてください。

事務局員 (東城出張所)	申請者からの話があり、支所から言ったということはない。申請者は、街中で、農業をやったことのない人に農業を経験してもらいたいと思いがあり、申請をされました。
5 番三吉委員	市民農園を利用する人が道具がないのはしんどいのではないか。東城支所として、農園募集に関する事や道具の貸し出し等での関わり等はないのですか？
事務局員 (東城出張所)	そのような機器の貸し出しなどはありません。ただ、貸し付けるにあたって適正であるかどうかの判断を行うための情報収集は行いました。
議長	高坂委員さん、申請者と話をしたことはありますか？
16 番高坂委員	何回かありますね。まあ、すぐ近くに道路があるので、軽トラで運んでくればいいと思いますけどね。
議長	ないようですので採決に移らせていただきます。 「特定農地貸付け承認申請について」について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 (なしという声) 挙手全員、申請のとおり承認することに決定されました。 以上をもちまして本日上程いたしました議案の審議をすべて終了いたします。 ・会長報告 引き続き「その他」について事務局の説明を求めます。
事務局員 (本庁)	(その他事項について資料にて説明) ・拡大役員会及び地域ブロック会議について ・研修会について ・推進委員への情報伝達について検討すべき（地域ブロック会議の隔月開催等） ・今後の主な日程について 報告を行った。

議長	以上事務局からの報告でした。 みなさんからご質疑、意見等はございますでしょうか。 皆様の方から何かございませんか。 (なしという声) 以上で本日の日程をすべて終了しました。 これをもって、第3回農業委員会総会を閉会といたします。(午後3時15分)
----	---

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

令和5年6月5日

議長
(道下 和子) _____

18 番委員
(前田 憲二) _____

20 番委員
(島津 秀樹) _____